

令和5年度

しながわ新規事業創出（事業共創）プログラム募集要項

品川区は、本年度、標記のとおり、「しながわ新規事業創出（事業共創）プログラム」を実施しますので、本事業に係る支援対象事業者（製造事業者）を下記のとおり募集します。

1 事業内容

（1）実施目的

「区内中小製造業」と五反田バレー企業等の「スタートアップ企業」との協業を推進することにより、区内中小製造業における新規事業創出および課題解決を図るとともに、スタートアップ企業の事業成長を支援し、五反田バレーへのさらなるスタートアップ企業の集積を図ります。

（2）実施内容

区内中小製造業が抱える課題やニーズを全国のスタートアップ企業に発信し、協業（事業共創）による新規事業創出および課題解決等を図ります。

【実施スキーム】

（1）課題・ニーズを抱える区内中小製造業の募集

（2）五反田バレー企業を含む全国のスタートアップ企業（約6,500社）へ課題ニーズを発信

（3）スタートアップ企業から事業提案、マッチング、事業のブラッシュアップ
※他の事例では1社あたり20件程度のスタートアップ企業から事業提案があります。

（4）採択されたスタートアップ企業と実証実験実施、事業化の検討

※区内中小製造業に対してプロジェクトチーム組成、事業計画のブラッシュアップ、実証実験費用の一部サポートなど伴走支援等をあわせて実施します。

2 支援内容

（1）伴走型支援

プロジェクトチーム組成、事業課題の整理、事業開発テーマの選定、事業計画のブラッシュアップ等、事業共創支援の専門スタッフによる伴走支援を受けることができます。

（2）実証実験実施支援

スタートアップ企業と実験的に事業アイデアや技術の検証を行う際の実証実験の費用などについて一部サポートを受けることができます。

3 申請期間

令和5年4月20日（木）～5月26日（金）※必着

※申請書類は管理委託先（Crew株式会社）へ提出

4 支援期間

採択決定日（令和5年6月中旬頃を予定）から令和6年3月31日まで。

5 支援対象事業者の要件

【支援要件】

申請は、次の（１）～（３）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （１）スタートアップ企業等との連携を通して自社が抱える課題の解決や新規事業の創出等を検討していること。
- （２）申請事業者の経営資源の活用・提供が可能であること。
- （３）支援期間中に実証実験を実施すること。

※ただし、令和4年度支援対象（採択）企業においては、同一もしくは類似のテーマによる事業は支援対象外となります。

【支援対象事業者】

次に掲げる要件全てを満たす区内企業であること。

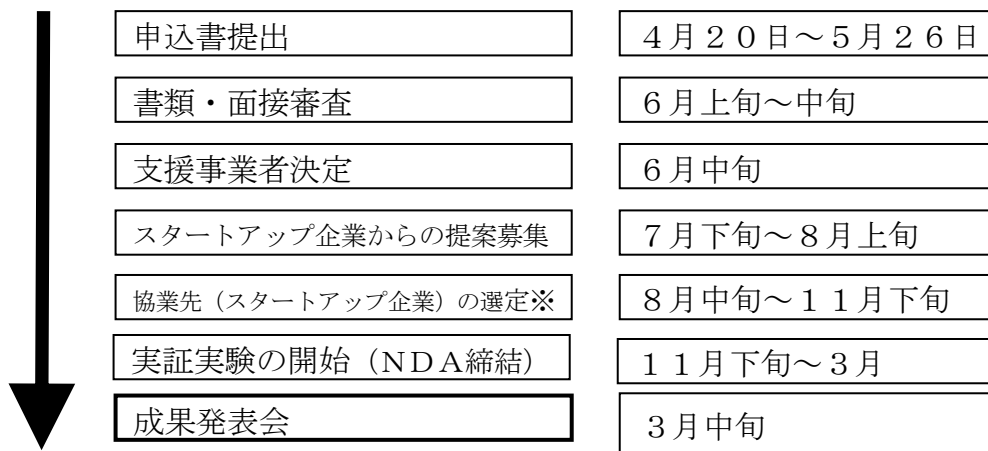
- （１）区内に主な事業所を1年以上継続して有すること。
（登記簿謄本または法人住民税納税証明書等で品川区の住所が確認できること。）
- （２）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ①資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下または従業員の数が300人以下の製造業者であること。
 - ②製造業を営む個人事業者であること。
- （３）個人事業主の場合は、税務署に提出した個人事業の開業届の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。

※ただし、下記の事項のいずれかに該当する場合は、申請できません。

- （１）みなし大企業。なお、みなし大企業とは次に掲げる要件のいずれかに該当する企業をいう。
 - ①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の1/2以上を単独に所有または出資している企業。
 - ②複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の2/3以上を所有または出資している企業。
 - ③役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。
- （２）法人事業税および法人住民税（個人事業者にあつては個人事業税・住民税）を滞納している場合。
- （３）品川区に対する使用料等の債務の支払を滞納している場合。
- （４）本事業と同一内容の支援等を他の公的支援機関から受けている場合。
- （５）民事再生法または会社更生法による申立て等、支援事業の継続について不確実な状況である場合。
- （６）品川区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合。

6 事業全体の流れ（下記日程は、状況により変更される場合があります）

【申請・審査の流れ】



※協業先（スタートアップ企業）の審査は、1次選考、2次選考および最終選考（プレゼンテーション審査）を実施します。

7 申請にあたって

(1) 提出書類

- ① 申込書（区指定様式）
 - ② 法人の場合、履歴事項全部証明書、法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書（コピー可）
 - ③ 個人事業主の場合は、開業届のコピー、確定申告書、個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（コピー可）
 - ④ 会社案内など事業内容が分かるもの
- ※提出された書類等はお返しできません。

(2) 区指定様式の入手について

申込書申請フォームよりお申込み頂いた方にはC r e w w株式会社(管理委託先)から申請書等のご案内をメールさせていただきます。

申込書申請フォーム：<https://forms.gle/NAE7LrsgHwkiuhkk8>

8 審査について

- (1) 審査は書類および面接による審査とし、申請書類により審査を実施します。
- (2) 審査会では、まず審査員に対して申請内容の説明を行い、その後審査員による質疑応答の時間を設けます。
- (3) 審査基準は下記の通りです。
 1. 課題やニーズの明確性・妥当性
 2. プロジェクト実施体制
 3. 計画の妥当性、実現可能性 など
- (4) 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

9 注意事項

- (1) 事業計画等の知的所有権については、申請事業者に帰属します。ただし、特許・実用新案、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、申請事業者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない範囲で応募ください。
- (2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む提出書類の内容は、品川区および運営受託事業者であるCreww株式会社(管理委託先)、審査員に共有します。また、本プログラムの運営協力者に対してプログラム開始の支援に際し、必要な範囲で共有・利用されます。
- (3) 提出いただいた皆様の個人情報は、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合を除き、目的外利用することや関係者を除く第三者に提供することはありません。
- (4) 審査結果発表後においても、応募書類への虚偽の記載、支援対象事業者の要件に該当しない等の事実が判明した場合は、本プログラムへの参加資格を失うものとします。なお、採択後及び本プログラムの開始後に上記に該当する事実が判明した場合等には、参加決定を取り消したり、途中で辞退していただく場合があります。

10 その他

- (1) 成果発表会について
本プロジェクトの成果発表会の開催を予定していますので、ご参加をお願いします。詳細については別途お知らせします。
- (2) 実施状況の確認およびフォローアップについて
定期的に区担当者や管理委託先より、実施状況を確認させていただきます。事業が完了した翌年度以降においても、フォローアップとして区商工相談員がヒアリングに伺う場合があります。また、アンケートを送付させていただく場合がございますのでご協力をお願いいたします。
- (3) 支援対象者の公表について
支援対象となった企業については、企業名、代表者名、所在地、電話番号、協業テーマ名などをホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

11 問い合わせ

【本事業の管理委託先】

※申請内容、審査方法等プログラム全般について

〒150-0043

渋谷区道玄坂1-19-9

Creww株式会社 担当：田中

Tel：03-6455-1816 E-Mail：collaboration@creww.me

【品川区担当部署】

※その他本事業の趣旨等について

品川区地域振興部 商業・ものづくり課 産業連携推進係 石原

Te1 : 03-5498-6351 (直通)